新型コロナウイルス対策(職員)

1. 個人の感染予防

- (1) 手指衛生・咳エチケット
 - 1) 主な感染経路は飛沫感染および接触感染であり、手指衛生・咳エチケット などの基本衛生管理による感染予防を行う。
 - 2) 顔や目にむやみに手で触らない。
 - 3) 手の表面に付着したウイルスを洗い流すために、手洗いを水道水と石鹸で 行う。
 - 4) 水道水と石鹸で手洗いができない場合は、アルコール消毒液で感染予防を 行う。

2. 職場の衛生管理

- (1) 仕事環境の消毒
 - 1) ドアノブ・階段の手すり・エレベータの操作盤などを、定期的にアルコール消毒液・次亜塩素酸ナトリウムで消毒する。
 - 2) 消毒の際は、マスク・ゴム手袋を使用する。
 - 3) 発熱者が発生した時は、その原因を問わず、発熱した職員の執務エリア (机・椅子など) を消毒する。(執務エリアは半径2m程度とドアノブ・トイレなど)

(2) 職員の健康状態の管理

- 1) 発熱 (37.5 度以上) など風邪の症状がある場合は所属長に報告して自宅 待機とする。
- 2) 発熱がなくても体調不良(咳・喀痰・下痢・全身倦怠感など)の場合も所属長に報告して自宅待機とする。
- 3) 自宅待機後3日で解熱した場合は、薬剤の内服がない状態で発熱・咳・喀痰・下痢・全身倦怠感などの症状が消失してから3日目(48 時間以降)から出勤する。
- 4) 風邪の症状や37.5 度以上の発熱が4日以上続く場合、強いだるさ(倦怠感) や息苦しさがある場合は、保健所などの「帰国者・接触者相談センター」 に問い合わせる。

3. 感染を低下させるための対策

- (1) ソーシャルディスタンシング (接触機会を減らす)
 - 1)休憩室・食堂などの利用を制限する。
 - 2)会議などは中止する。
 - 3) 研修会・セミナーなどのイベントは延期・中止する。

- 4) 会社主催の懇親会は中止する。
- (2) 流行地域からの帰国者への対応(海外旅行は原則禁止とする)
 - 1)帰国者は自宅待機のうえ 14 日間の健康管理(2 回/日の検温)を行い、感染を疑う症状がないことを確認してから出勤する。
 - 2) 家族・友人・知人の帰国者に帰国後 14 日以内に濃厚接触した場合は、速やかに総務課人事係に報告する。
 - 3) 風邪の症状や37.5 度以上の発熱が4日以上続く場合、強いだるさ(倦怠感) や息苦しさがある場合は、保健所などの「帰国者・接触者相談センター」 に問い合わせる。

(3)国内流行地域への移動(自粛を要請する)

- 1)流行地域を目的地とした移動、または流行地域を経由(宿泊・滞在・飲食・公共交通機関利用等)する移動について自粛要請する。
- 2)予定がある場合は、速やかに総務課人事係に報告する。

なお、状況により、出勤を控えていただく自宅待機を命ずることがありますの で、承知願います。

> 2020.03.18 改 2020.03.30